

農業機械を導入したい・農業用施設を整備したい という皆様を支援します

■農地利用効率化等支援交付金（国事業）

～ 地域の中心経営体が取組む農業用機械等の導入を支援 ～

- (1) 交付対象者
地域計画の目標地図に位置づけられた担い手等
- (2) 交付対象経費
農業経営の改善に必要な機械等の取得等（耐用年数が概ね5～20年のもの）
- (3) 交付金額
融資残額（事業費の3/10以内）、上限は300万円
※融資残額＝事業費－融資額－他の補助金など
- (4) 補助採択基準
必須目標と選択目標の②～④のうち1つ以上を選択し、目標年度（事業実施年度の2年後）までに達成する必要があります。



【必須目標】①付加価値額（収入総額－費用総額＋人件費）の拡大
【選択目標】②農産物の価値向上 ③単位面積当たり収量の増加
④経営コストの縮減

■新潟県農林水産業総合振興事業（新潟県事業）

～ 機械導入などを行う認定農業者などを支援 ～

- (1) 補助率
3/10～5/10以内（事業費の下限は100万円）
- (2) 補助対象者
認定農業者（機械・施設のリースのみ）、農家3戸以上で組織する団体、農業協同組合、民間リース会社等
- (3) 補助対象経費
水稻の生産コスト低減や経営の複合化などに必要な機械導入、施設整備等
- (4) 補助採択基準
 - ・補助金の交付を受けるためには、生産コストの低減や、経営規模の拡大など、新潟県が定める補助採択基準があります。（老朽機械の入替えは対象外）
 - ・地域計画の目標地図に位置づけられた担い手等



■次世代型農業確立支援事業（市単独事業）
～ スマート農業に取り組む農家を支援 ～



- (1) 補助対象者（①②いずれも満たすもの）
 - ①補助対象者 … 経営耕地面積が30アール以上または農業収入50万円以上の販売農家
 - ②作付拡大が見込まれるもの
- (2) 補助対象経費
農作業の生産コスト低減が図られる、スマート農業機械や装置など
（例：農業用ドローン、遠隔操作式自走草刈機など）
※経営データ管理及び栽培データ管理に係るものを除く
- (3) 補助金額
補助対象事業費の1/3以内（事業費の上限は300万円以下）
- (4) その他
※支援を受けるには、前年の8～9月頃に実施予定の要望調査にて
申込が必要となりますので令和9年度以降の申請をご検討ください。

お問い合わせ・ご相談は
農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。